

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取についての確認について

令和元年11月27日付け31特人委給第450号により回答のあった「「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について(回答)」に係る人事委員会の意見内容について、令和元年11月28日、墨田区総務部において特別区人事委員会事務局と確認を行ったので、その内容を報告する。

本意見については、職員給与条例、幼稚園職員給与条例とも、人事委員会勧告と一部異なる点(所要の調整措置を講じないとした点)があったことについて、「勧告内容とは異なるものの、任命権者の判断によるもの」と意見を述べているが、これは、異議を表明したのではなく、勧告内容と異なる点は、任命権者の判断で実施するものであることを人事委員会としても認め、そのことを表明したものである。

差額支給者への給料の改定方法についての意見についても、今回、本条例を修正すべきということではなく、将来に向け解決すべき課題としてとらえているということである。

退職手当条例についての意見についても、退職手当条例については、勧告で言及しているものではないが、通常考え方と異なる規定(激変緩和措置)となっていることについて、意見を述べているものであり、これについても、任命権者の判断で実施するものであることを表明しているということである。

「なお、その他の部分については、異議ありません」という表現についてであるが、上記のとおり、その他の部分以外の部分について異議があるわけではない。